

え!? これって違法なんですか!? ～複業する上で押さえておきたい法律～

こんにちは、杉本といいます。
私は人材教育会社を10年以上経営している社長をしています。

主にプログラミングスクール、英会話スクール、コーチングスクール、キャリアアップスクール、起業スクールなど
様々な教育事業を展開し、講師として登壇する際は、経営、財務会計・資金調達・法律などを教えています。

最近、副業やそれに対する税金、確定申告などの相談を受けることが非常に多かったので、今回は副業する際
に押さえておきたい基本的な法律に関してレポートを書かせていただきました。

- ・副業をしているが法律なんて考えたこともなかった方
- ・自分のしている副業がどんな法律の影響を受けるのか知らない方
- ・知らずに法律違反をしたくない方
- ・今後、副業を始めようと考えている方

そんな方はぜひご一読いただければと思います。

※このレポートはあくまで「副業をするなら税金や法律などのルールを守ってほしい」という趣旨で書いたもので
す。なので、厳密な法律や税金のことにに関して知りたい方は、弁護士や税理士に相談することを推奨いたしま
す。また、法律や税制は改正されるので随時最新の法律を確認してください。

【目次】

- <1-1> 複業時代の到来
- <1-2> 厳しくなる税務調査
- <1-3> 法律を知るべき3つの理由

- <2-1> 特定商取引法
- <2-2> 法律の対象となる販売モデル

- <3-1> 把握しておくべき法律
- <3-2> まとめ

<1-1> 複業時代の到来

今の時代、多くの方が「副業」に興味を持ち、実際にやっている方もいらっしゃると思います。
10年ほど前では「怪しい」というイメージが強く、世間では冷ややかな目で見られていましたが、今では受け入れ
られていますね。

そんな中、本業と副業という区分も薄くなってきて「複業」という概念にまで変わってきました。
本業も副業も無く、複数の仕事(業務)を持つ「複業」。これが今後の世の中の主流になるとも言われています。

私は社長ではありますが、会社経営以外に個人的な副業をやっていますし、社員たちにも10年前から副業を積
極的に推奨してきました。

世間一般からすると変わっているかもしれませんが、副業で得た知識や経験を本業に活かしてもらえるので、社長としてはメリットが大きいのです。

会社や仕事、さらには場所や時間さえ捉われない働き方になっていくと思うので、今のうちに1つの仕事にとらわれないことも大切だと思います。

<1-2> 法律を知るべき3つの理由

なので、副業を初めて「複業」にしていきましょう、と言いたいのですが、自分が稼げれば何でもやっていいわけではありません。

副業とはいえ自分という会社が1つの事業をやることになるので、法律や税金のことは知っておかなければなりません。

副業(複業)をする上で法律を知るべき理由は大きく分けて3つあります。

- ① 税務調査の厳格化
- ② 相次ぐ法改正の影響
- ③ インボイス制度の開始

それぞれ詳しく解説していきます。

① 税務調査の厳格化

税務調査は年々厳しくなっています。

複業をしているのに申告していない場合、税務調査の対象となることがあります。

特にインターネットを使った電子商取引を行っている個人(いわゆる転売)について、2019年度に税務調査の対象となった1877件のうち、1680件で無申告が発覚。

追徴課税は前年度よりも約12%増え、65億円にもものぼったそうです。

最近では、名古屋国税局が、「ニンテンドースイッチ」や「PS5」に代表される人気の品薄ゲーム機を大量に仕入れ、複数のネットオークションサイトで転売していた男性に対し約1400万円の追徴課税を行った事例があります。

また、既存商品に限らず、主婦の女性が趣味だったハンドメイドを副業にして、押し花や天然石を使ったアクセサリーやスマホケースなどを、一日10個ほどのペースで製作し、メルカリで販売していたが、突然税務署の職員が調査に。

結果、メルカリで稼いだ利益に対して192万円の追徴課税が課せられました。

なので、複業をする際は必ず確定申告や個人事業主届を出しましょう。

ちなみに、確定申告が必要となるケースは、大きく分けて3つあります。

- (1) 副業全体での所得が**20万円**を超える場合
- (2) 転売を本業としていて、所得が**48万円**を超える場合

(3) アルバイトしていて、総所得が48万円を超える場合

例えば、副業で転売をしている場合、所得が20万円を超えているなら確定申告が必要です。この基準は国税庁のホームページにも記載されています。

② 相次ぐ法改正の影響

副業に影響を及ぼす法律は多数存在し、また法改正も頻繁に行われています。

例えば、電子帳簿保存法が2022年1月に改正され請求書・領収書・契約書・注文書・見積書などを電子データとして保存する必要があったり、消費者契約法や特定商取引法が2022年6月に法改正され、必要事項を明記する必要があったりします(詳しくは消費者庁のHPなどを参照ください)。

なので、今まで大丈夫だったことがNGになったり、必要なかったことが必要になったりして、「やっていなかった」「知らなかった」が大きな損失につながることもあります。

③ インボイス制度の開始

かなり話題になったので名前をご存知の方も多いかもしれませんが、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が2023年から始まります。

副業やフリーランスの方への影響として、適格請求書を発行できないため「仕入税額控除」が認められないことです。

他にも、インボイス制度の影響で今までの取引条件を見直し(変更)される可能性があります。

<2-1> 特定商取引法

そして、複業をする上で押さえておきたい1番の法律が「特定商取引法」です。消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象とした消費者保護と健全な市場形成の法律です。略して「特商法」と呼ばれることも多いです。

複業がこの法律の対象となっていることが多いので覚えておくといいでしょう。内容としては大きく分けて2つあり、行政規制と民事ルールに別れます。

行政規制では、事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、各取引類型の特性に応じて、「氏名等の明示の義務付け」「不当勧誘の禁止」「広告規制」「書面交付義務」などの規制を行っています。特定商取引法の違反行為は、業務改善の指示や業務停止命令・業務禁止命令の行政処分、または罰則の対象となります。

(1) 氏名等の明示の義務付け

事業者に対して、勧誘開始前に事業者名や勧誘目的であることなどを消費者に告げるように義務付けています。

(2) 不当勧誘の禁止

価格・支払い条件等についての不実告知(虚偽の説明)又は故意に告知しないことを禁止したり、消費者を威迫して困惑させたりする勧誘行為を禁止しています。

(3) 広告規制

事業者が広告をする際には、重要事項を表示することを義務付け、また、虚偽・誇大な広告を禁止しています。

(4) 書面交付義務

契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを事業者には義務付けています。

民事ルールでは、消費者と事業者との間のトラブルを防止し、その救済を容易にするなどの機能を強化するため、消費者による「意思表示の取り消し」契約の解除「クーリング・オフ」を認め、また、事業者による法外な「損害賠償請求の制限」をするなどのルールを定めています。

① 意思表示の取り消し

事業者が不実告知や故意の不告知を行った結果、消費者が誤認し、契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたときには、消費者は、その意思表示を取り消すことを認めています。

② クーリング・オフ

クーリング・オフとは、申込みまたは契約の後に、法律で決められた書面を受け取ってから一定の期間内に、無条件で解約することです。訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入においては8日間、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引においては20日間。なお通信販売には、クーリング・オフに関する規定はありません。

③ 損害賠償請求の制限

消費者が中途解約する際等、事業者が請求できる損害賠償額に上限を設定しています。これは不当な損害賠償や高額な損害賠償を求めることを防ぐ目的があります。

<2-2> 法律の対象となる販売モデル

では、特定商取引法の対象となる販売モデルを紹介していきます。

代表的なものは、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引、訪問販売、特定継続的役務提供、などです。

(1) 電話勧誘販売

電話はあくまでも訪問のきっかけ作りであり、商品や役務の勧誘および説明については訪問時に行うため、電話勧誘販売ではなく訪問販売となります。

なお、電話で訪問の約束をする場合には、販売目的であることなどをきちんと告げなくてはなりません。

消費者に電話をかけ、商品などの勧誘、販売を行う行為です。サンプルや資料を申し込んできた人などに対して、電話でその商品の購入をすすめる行為も電話勧誘となります。

商品などの販売の話しを始める前に必ず「何を販売することが目的であるか」を告げなくてはなりません。

(2) 通信販売

通信販売の広告には、解約・返品に関する事項を表示しなければなりません。

解約、返品に係る記載がない場合は、購入者は商品の引き渡しなどを受けた日から起算して8日を経過するまでの間、クーリング・オフ(契約の解除)ができることとされています。

インターネットではオークションなどで個人が商品を出品して消費者に販売するケースがありますが、経産省のガイドラインにより、個人名であっても、一定数量以上の出品を反復継続して行う者や同一の種類の商品を一時的に複数出品(一定の数量以上)する場合は販売業者と判定するとしています。

(3) 連鎖販売取引

連鎖販売取引は、「マルチ商法」「ネットワークビジネス」「システム販売」などとも呼ばれています。

商品を購入して販売組織に参加した会員が、同じように友人知人を組織に加入させ、新たに会員になった人がさらに新しい会員を加入させ、組織を拡大していく業態、商法です。

口コミだけではなく、スマホやパソコンなどでSNS(ソーシャル・ネットワーク・システム)などで勧誘する手法も広がっています。

商品を販売して得られる利益より、友人知人を組織に加入させて会員を増やすことによって得られる「リクルートマージン」などが主な収入となりがちです。

取扱い商品は、健康食品、化粧品が圧倒的に多いが、アクセサリ、美容器、布団、インターネット上の権利や仮想通貨など実態がわからないものもあります。

(4) 訪問販売

販売の目的を告げずに呼び出し、商品や役務などの勧誘を行う行為・無料で商品を差し上げますなどと告げて販売会場に誘い出し、商品等の販売を行う行為・路上などで呼び止めて営業所などに連れて行き、商品などの販売を行う行為なども訪問販売とみなされます。

もちろん消費者が契約することを目的に来訪を望んだ場合には、訪問販売とはみなされません。

ただし、見積りや説明のみを希望した場合や、事業者から訪問を打診されて応じた場合に締結された契約は法令の対象となります。

(5) 特定継続的役務提供

一定期間を超えてサービスを提供し、一定の金額以上の支払いを受けるものを「特定継続的役務提供」といいます。

これらの役務は、消費者が体験してみなければ効果が判定できない性質を有しており、かつ長期の契約となっているため、クーリング・オフ(契約の解除)期間後の消費者の中途解約権が認められています。

これらは個別に規制対象(役務提供期間、契約金額)、中途解約時の損害賠償の上限(役務開始前、開始後)が設けられています。

エステティック・美容医療・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスなどが対象です。

<3-1> 把握しておくべき法律

他にも、副業をする際に把握しておくべき法律はいくつもあります。

例として3つ紹介します。古物営業法、著作権法、個人情報保護法です。

① 古物営業法

中古品などの取引ルールを定めた法律で、基本的に転売品も該当します。

複業の転売でも古物商許可が必要なケースもあります。

古物商許可とは中古品売買のビジネスを始める、つまり「古物商」となる際に取得が必要な免許です。

古物商許可を受けた場合、古物商許可の免許証が交付されます。

転売以外で所得がなく、長期間にわたり営利目的で転売に取り組むなら「古物商」に該当します。したがって古物商許可を得なければいけません。

古物商許可は管轄の警察署への申請により、発行することが可能です。

② 著作権法

著作権とは、著作物を創作したことにより著作者に発生する権利のことを言い、著作物の公正な利用と著作者の保護との調和を図るために設定されたもので、日本では著作権法という法律で保護されています。

簡単に言えば、文芸、学術、美術、音楽などの分野で、人間の思想や感情を創作的に表現したものを、勝手に利用されないよう保護するというものです。

自分の作った動画や、SNSの発信などにおける画像や音楽の無断使用に注意が必要です。

③ 個人情報保護法

個人情報の権利利益を保護する法律で、顧客の情報に関して配慮が必要となります。

・利用目的を特定して、その範囲内で利用する。利用目的を通知又は公表する。

・漏えい等が生じないよう、安全に管理する。従業者・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運ぶ場合

も要注意)

- ・第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。
 - ・本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。苦情等に適切・迅速に対応する。
- などの規定が存在します。
商品やサービス提供をする際には顧客情報の管理に気をつけましょう。

<3-2> まとめ

いかがでしたでしょうか？

今回のお話はあくまで一部の法律に関してですし、全ての複業に当てはまるわけではありません。最初にもお伝えした通り、税金や法律などのルールを守って複業をしていただければと思います。

今後は事業資金の調達方法や銀行との取引・交渉、事業をする上で必要な書類や役所関連などもお伝えしていこうと思っていますので、興味のある方はぜひ楽しみにしていただけたいと思います。

また、複業や事業をする上で気になることや質問などございましたら、メールで気軽に聞いていただけたらと思います。

ここまで読んでいただきありがとうございました。

【無料三大特典動画】

- ①「知りませんでしたで逮捕」～身近に潜む法律の落とし穴～
- ②「え!? これって違法なんですか!?!」～複業する上で押さえておきたい法律～
- ③「組織に蔓延する無自覚な悪意」～組織的に知るべき法律～

vimeo.com/user/105637432/folder/14359173

